

# 第 73 回定時総代会議案書

〔 2020 年 7 月 2 日（木曜日）午前 11 時 00 分から  
経 団 連 会 館 に お い て 開 催 〕

## 報告事項

1. 2019 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容  
報告の件  
.....1 頁
2. 相互会社制度運営報告の件.....42 頁

## 決議事項

### 第 1 号議案

2019 年度剰余金処分案承認の件.....44 頁

### 第 2 号議案

社員配当金割当ての件.....45 頁

### 第 3 号議案

総代推薦細則一部変更の件.....59 頁

### 第 4 号議案

評議員 11 名選任の件.....60 頁

### 第 5 号議案

取締役 11 名選任の件.....61 頁

朝日生命保険相互会社



**報告事項 1** 2019 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件

## I. 2019 年度事業報告書

〔 2019 年 4 月 1 日から  
2020 年 3 月 31 日まで 〕

### 1. 保険会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

##### ① 経営環境

2019 年度の日本経済は、日本銀行の金融緩和政策が継続するなか、雇用・所得環境の改善を受けた堅調な個人消費等が牽引し、緩やかな回復基調が続きましたが、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、多くの経済活動が抑制され、景気は急激に悪化する展開となりました。

海外経済についても、米国を中心に緩やかな回復が続きましたが、年度末にかけて景気は急激に悪化する展開となりました。

上記のような経済情勢のもと、相場環境は以下のとおりとなりました。

長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の継続により、0%前後の水準で推移しました。

ドル円相場は、米国の政策金利引下げ等の影響により、円高基調で推移し、前年度末の 110 円台から年度末は 108 円台となりました。

国内株式相場は、比較的堅調な推移が続いたものの、年度末にかけては急落し、前年度末の 21,205 円から年度末は 18,917 円となりました。

こうしたなか、生命保険業界においては、お客様ニーズに沿った保険募集を徹底するための取組みや契約後のアフターフォロー体制等について、生命保険協会が各社の取組状況を 12 月に取りまとめ、公表しました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各社は影響を受けたお客様に対し、保険料の払込猶予期間の延長等の特別取扱いを 3 月から実施しました。

##### ② 事業の経過

当社においては、中期経営計画「TRY NEXT～成長を実現し、未来を創る～」(2018～2020 年度)で掲げる企業ビジョン「一人ひとりの“生きる”を支える ～社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける朝日生命～」の実現に向けて、以下の 3 大テーマのもと、各戦略に取り組みました。

## 【テーマ1 独自性を発揮する】

### 【「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮等（シニア層マーケット戦略）】

シニアマーケットにおける確固たる地位を確立するため、先進的な介護関連商品の開発・販売、サービスの提供に取り組みました。

具体的には、介護状態（要支援状態を含む）となる原因のうち約4割<sup>（注1）</sup>を占める生活習慣病に備えるため、一時金のお受取り金額をより柔軟に設定できる「7大疾病一時金特約」を10月に発売し、販売を推進しました。

また、認知症の前段階である軽度認知障害の状態を保障する「軽度認知障害保障特約」を2020年4月から発売することとしました。

さらに、「認知症予防ホッとサービス」として、認知機能の低下を早期に発見し、予防の効果も期待できる各種サービスを同月から提供することとしました。

（注1）厚生労働省「国民生活基礎調査」（2016年）

### 【女性層・経営者層等マーケット戦略】

「シニア層」の他に、戦略マーケットである「女性層」「経営者層」等については、マーケットニーズの把握と、きめ細かなマーケティングを通じた販売等に取り組みました。

具体的には、「女性」のお客様には、女性専用のユニット型保険<sup>（注2）</sup>「やさしさプラス」の販売を引き続き推進しました。

「企業経営者」のお客様には、税理士代理店を中心に販売委託先の拡大に取り組むとともに、休業保障を目的とする保険商品の販売を推進しました。

（注2）死亡保障・医療保障等を提供する様々な商品を自在に組み合わせることができる保険

### 【マルチチャネル化戦略の推進】

メインチャネルである営業職員チャネルに加え、お客様への最適なアクセスを実現するため、代理店チャネル等のさらなる成長を図る「マルチチャネル化戦略」を推進しました。

具体的には、個人マーケット向け代理店チャネルについては、保険ショップにおける販売、電話により加入手続きを完結することのできるテレマーケティングによる販売等を推進しました。

商品面では、持病や既往症をお持ちの方にも保障をご提供するため、引受基準を大幅に緩和した医療保険「スマイルメディカルスーパーワイド」を4月に発売し、販売を推進しました。

## 【テーマ2 収益力を高める】

### 【「クオリティー“業界No.1”の営業職員体制」構築に向けた改革】

クオリティー“業界No.1”の営業職員体制を構築するため、これまで支社・営業所で主に事務に従事していた職員を、新人営業職員の育成等を主に行う「トレーニングスタッフ」として営業所等に配置し、営業職員の育成体制の強化に取り組みました。

また、「新たなお客様を拡大する活動」および「ご加入いただいているお客様へのサービス活動」に職域・法人マーケットへの取組強化を加えた「クオリティーNo.1活動」を展開しました。

## 【ICT<sup>(注3)</sup>等による業務運営の革新】

お客様の利便性向上を目的に、保険料のお支払いや払込口座のご登録について、キャッシュカード等の読み込みによりその場で手続きを完了できる決済端末を9月に導入しました。

また、タブレット型営業用端末「スマートアイ」を活用し、簡易な給付金請求のお手続きをその場で完了できるサービスを3月から開始しました。

さらに、本社業務においては、AI（人工知能）およびRPA<sup>(注4)</sup>等の導入を推進し、業務の効率化を図りました。

(注3) Information and Communication Technology. 情報通信技術

(注4) Robotic Process Automation. 端末にインストールすることで、様々な情報を取り出して作業を実行するソフトウェアロボット

## 【資産運用の高度化】

当社は、生命保険契約の負債特性を踏まえ、国内公社債・貸付金等の円金利資産を中心とした資産ポートフォリオを構築していますが、2019年度は、国内金利が引き続き低位で推移したことから、円金利資産への資金配分を抑制する一方、厳格な案件選別や分散投資を通じてリスクの抑制に取り組みつつ、外貨建債券等の買入れやオルタナティブ投資<sup>(注5)</sup>を行い、投資対象資産の拡大を通じた収益源の多様化に取り組みました。

また、責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動を推進するとともに、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を考慮した投融資の推進に引き続き取り組みました。

さらには、当社および当社の資産運用子会社である朝日ライフアセットマネジメント株式会社と、フランスの大手資産運用会社ナティクシス・インベストメント・マネージャーズとの間で締結したビジネスパートナーシップに基づき、事業展開における協力関係の強化および投資機会の拡大に努めました。

(注5) 伝統的な運用資産である株式や債券の代替投資とされるインフラファンド、不動産投資信託（リート）およびヘッジファンド等を活用した投資手法

## 【テーマ3 未来を創る】

### 【未来志向の人材づくり】

未来志向の人材づくりについては、「働き方改革」を推進しつつ、職員の“個の力”の最大化を通じて組織力の向上を実現するための人材育成、働く意欲の向上に資する制度・環境の整備に取り組みました。

具体的には、休暇取得の促進や柔軟な働き方の推進に向けて、時間単位で取得可能な休暇制度を7月に新設しました。

また、仕事と育児・介護の両立を支援するために休暇制度の拡充等を2020年4月に行うこととしました。

さらに、女性職員のキャリア支援のため、女性のリーダー候補者に対して、リーダー職や新たな職務への挑戦意欲喚起を目的とした研修等を実施しました。

## 【ICTを活用した商品・サービス開発、デジタルマーケティングの強化等】

東京大学との社会連携講座「糖尿病・生活習慣病予防講座」において、生活習慣病の改善に役立つ保険商品の開発やサービスの提供に向けた各種医療ビッグデータ解析に取り組みました。

また、株式会社ディー・エヌ・エーの子会社である DeSC ヘルスケア株式会社と業務提携し、お客様向け健康増進アプリ「kencom×ほけん」の提供を9月から開始しました。

さらに、これまでに蓄積したお客様に関する各種データ（ビッグデータ）の分析結果の活用を通じ、営業職員の活動効率の向上に取り組みました。

加えて、デジタルチャネルの構築に向けて、一部の保険商品を対象に申込手続きをインターネットで完結する取扱いを1月から開始しました。

## 【海外事業への取組み】

海外でのビジネスモデル確立に向け、ベトナムにおいて試験展開しているテレマーケティングによる保険販売ノウハウの提供や、インターネットを活用したビジネスモデルに係るコンサルティング事業をより一層推進しました。

## 【その他の取組み】

### 【「お客様本位の業務運営」の実践】

お客様本位の業務運営については、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、「お客様のために」を最優先とする取組みを実践しています。

具体的には、営業職員がご契約者を訪問し、ご契約内容等の確認をいただく「安心お届けサービス」<sup>(注6)</sup> や、ご契約内容をご家族にご理解いただき、給付金等の円滑なお支払いにつなげる「ご契約内容ご家族説明制度」の登録活動を継続して実施するなど、お客様サービス活動の充実に努めています。

また、高齢のお客様には、ご契約時に十分に契約内容をご理解いただくため、ご家族、とりわけお子様に同席いただく取組みを推進しています。

なお、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づく取組結果および「お客様の声に基づく具体的な改善事例」について、前年度に引き続き6月に公表しました。

(注6) 個人のお客様には「あさひマイレポート」「ご契約レポート」、企業のお客様には「事業保険レポート」をお届けする活動

### 【ERM（統合的リスク管理）の実践】

収益性および健全性の向上に向けて、適切なリスクテイクおよびリスクコントロールを行うため、当社に内在するすべてのリスクを統合的に捉え、定性・定量の両面から事業全体で管理するERM<sup>(注7)</sup>（統合的リスク管理）の実践と態勢強化ならびに経営戦略と一体となったORSA<sup>(注8)</sup>（リスクとソルベンシーの自己評価）等に取り組んでいます。

(注7) Enterprise Risk Management.

(注8) Own Risk and Solvency Assessment. 保険会社自らが現在および将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、経営戦略とリスク管理の妥当性を総合的に検証するプロセス

### 【コーポレートガバナンスに関する取組み】

当社は、コーポレートガバナンスの透明性・公正性を表明することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」ならびに「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しています。

また、取締役および執行役員の選任、解任および報酬決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性を確保するとともに、お客様等に対する説明責任を強化することを目的に、「指名・報酬委員会」を設置しています。

さらに、全ての取締役および監査役にアンケート調査を実施すること等により、取締役会の実効性向上に関して現状分析および評価を行い、さらなるガバナンス機能の向上に向けて継続的に取り組んでいます。

### 【CSRの推進に向けた取組み】

当社は、事業活動そのものが企業としての社会的責任（CSR）を果たすための根底をなす重要な活動であるとの考えのもと、「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げ、「お客様満足の上を最優先とした経営の実践」「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の上」に取り組んでいます。

「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」については、社会に貢献する企業を目指して、環境問題への取組みや、地域における社会貢献活動、ピンクリボン運動、日本ユネスコ協会連盟への活動支援等に取り組みました。

また、「持続可能な開発目標（SDGs<sup>(注9)</sup>）」を当社のCSR経営を具現化する目標のひとつとし、SDGs達成への貢献を目指しています。

(注9) Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)。2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。2030年までに取り組む17のゴールとそれを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

### 【新型コロナウイルス感染症への対応】

当社は、社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、お客様、従業員への感染を防止するための基本的な対策を全従業員に徹底し、給付金支払等の重要業務を継続するとともに、「時差出勤」や「テレワークの活用」等を推進しました。

また、簡易かつ迅速に入院給付金等をお支払いするため、お客様や医療機関の事情により必要な書類の準備が難しい場合における請求書類の一部の省略や、代替書類による請求等の取扱いを3月から開始しました。

さらに、保険契約を継続いただくため、「保険料払込猶予期間の延長」「契約更新手続き期限の延長」等の取扱いを同月から開始しました。

### ③ 事業の成果

2019年度の事業の成果は、以下のとおりとなりました。

#### <契約概況>

個人保険・個人年金保険について、年換算保険料の合計では、新契約（転換純増含む）が250億円（対前年度比60.3%）となり、解約・失効が215億円（同107.0%）となったこと等から、年度末保有契約は5,307億円（同98.2%）となりました。また、第三分野においては、新契約（転換純増含む）が207億円（同118.6%）となり、解約・失効が120億円（同107.7%）となったこと等から、年度末保有契約は2,157億円（同102.6%）となりました。

#### [年換算保険料ベースの業績]

		2019年度	前年度比	2018年度
個人保険・ 個人年金保険	新 契 約	250億円	60.3%	414億円
	減 少 契 約	347億円	104.0%	334億円
	うち解約・失効	215億円	107.0%	201億円
	年度末保有契約	5,307億円	98.2%	5,405億円
うち第三分野	新 契 約	207億円	118.6%	174億円
	減 少 契 約	152億円	112.1%	135億円
	うち解約・失効	120億円	107.7%	111億円
	年度末保有契約	2,157億円	102.6%	2,102億円

- 注1. 年換算保険料とは、保険料の支払方法に応じ、年払は1倍、半年払は2倍、月払は12倍、一時払は保険期間で除すなどにより、1年あたりの保険料に換算した金額です。
2. 第三分野では、医療・介護等を保障する主契約および特約を計上しています。

なお、保障性商品（代理店チャネルにおいて販売している無配当団体医療等を含む）については、新契約（転換純増含む）が250億円（対前年度比60.3%）となり、解約・失効が191億円（同111.2%）となったこと等から、年度末保有契約は3,399億円（同100.0%）となりました。

#### [年換算保険料ベースの業績（保障性商品）]

		2019年度	前年度比	2018年度
保障 性 商 品	新 契 約	250億円	60.3%	414億円
	減 少 契 約	248億円	108.4%	229億円
	うち解約・失効	191億円	111.2%	172億円
	年度末保有契約	3,399億円	100.0%	3,397億円

一方、個人保険・個人年金保険の保険金額の合計では、新契約高（転換純増含む）が1,446億円（対前年度比101.4%）となり、解約・失効高が7,300億円（同89.7%）となったこと等



から、年度末保有契約高は16兆4,174億円（同92.8%）となりました。

団体保険は、年度末保有契約高が1兆4,536億円（同98.4%）となりました。

団体年金保険は、年度末保有契約高が162億円（同95.3%）となりました。

#### <収支概況>

経常収益は、6,220億円（対前年度比97.4%）となり、このうち、保険料等収入は、3,936億円（同99.2%）となりました。また、資産運用収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、1,397億円（同91.6%）となりました。その他経常収益は、886億円（同99.6%）となりました。

経常費用は、5,910億円（同96.3%）となり、このうち、保険金等支払金は、4,065億円（同97.2%）となりました。資産運用費用は、有価証券売却損が減少したこと等から、427億円（同75.9%）となりました。事業費は、1,063億円（同100.5%）となりました。

この結果、経常利益は、310億円（同126.1%）となりました。

特別利益は、1億円（同3.4%）となり、特別損失は、47億円（同43.0%）となりました。法人税等合計は、60億円となりました。

以上の結果、当期純剰余は、204億円（同125.8%）となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、296億円（同122.2%）となりました。

#### <資産および負債・純資産の概況>

年度末総資産は、5兆3,886億円（対前年度比100.6%）となり、このうち有価証券は4兆3,737億円（総資産に占める割合81.2%）、貸付金は3,779億円（同7.0%）、有形固定資産は3,827億円（同7.1%）となりました。

負債の合計は、4兆9,971億円（対前年度比100.4%）となり、このうち責任準備金は4兆4,679億円（同98.3%）となりました。

純資産の合計は、3,915億円（同103.4%）となり、このうち基金等合計は3,391億円（同104.5%）、評価・換算差額等合計は524億円（同96.3%）となりました。

なお、保険会社の健全性を示す行政監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率は、942.8%（対前年度差+81.7ポイント）、実質純資産額は1兆598億円（同+74億円）となりました。

#### ④ 会社が対処すべき課題

2020年度は、中期経営計画「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」の最終年度にあたります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、先行きが不透明な状況にありますが、当社は、給付金の支払等のお客様サービスを迅速かつ丁寧に行っていくことにより、社会保障制度とともに日本の社会を支える生命保険会社としての責務を果たしてまいります。

また、中期経営計画で掲げた企業ビジョン「一人ひとりの“生きる”を支える ～社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける朝日生命～」の実現に向けて、以下の3大テーマのもと、各戦略に取り組んでまいります。

##### 【テーマ1 独自性を発揮する】

###### 【「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮等（マーケット戦略）】

シニアマーケットでの確固たる地位を構築し、その強みを活かすことにより、お客様数の拡大を図ってまいります。とりわけ、当社が注力している介護保険マーケットにおいては、中期経営計画で掲げる新契約件数目標を達成し続けることにより、「介護保険といえば朝日生命」というポジションの確立につなげてまいります。

さらには、「シニア層」「女性層」「経営者層」に加え、「シングル層」のお客様に対する新たな商品やサービスを検討してまいります。

###### 【マルチチャネル化戦略の推進】

引き続き営業職員チャネルをメインチャネルとしていくとともに、代理店チャネル等のさらなる成長を図り、「マルチチャネル化」戦略を推進してまいります。

具体的には、個人マーケット向け代理店チャネルについては、保険ショップ・訪問型プロ代理店等の強化・拡充を通じた新契約業績の拡大を図るほか、新たなマーケット・保険商品等を創造するとともに、お客様・代理店から選ばれるためのアフターサービス体制等の整備を進めてまいります。

法人マーケット向け代理店チャネルについては、税理士代理店を中心とした安定的な販売体制を構築するとともに、引き続き休業保障商品の販売を推進してまいります。

###### 【新たなお客様アプローチスキームの開発】

既存の販売チャネルではアクセスが難しいお客様層のマーケット開拓に取り組んでまいります。

具体的には、対面での保険加入を希望されないお客様に向けたデジタルチャネルを構築し、他業種との協業を進めるとともに、お客様ニーズにかなう様々なチャネルを連携させたお客様へのアプローチ体制を整備してまいります。

##### 【テーマ2 収益力を高める】

###### 【「クオリティー“業界No.1”の営業職員体制」構築に向けた改革】

お客様から信頼いただくために必要な応対力、知識・スキルの習得を通じ、「クオリティー“業界No.1”の営業職員体制」を構築してまいります。

これを実現するため、「新たなお客様を拡大する活動」、「ご加入いただいているお客様へのサービス活動」を推進するとともに、営業所長のマネジメントのもと、トレーニングスタッフ（注

10) や組織長<sup>(注11)</sup>による新人営業職員の指導体制を強化してまいります。

(注10) 営業職員への教育等をメインミッションとする支社・営業所に配置したスタッフの名称

(注11) 営業所長を補佐し、営業所の職員数を拡充するため、率先して新人の採用・育成等を行う営業職員の職制

### 【ICT<sup>(注12)</sup>等による業務運営の革新】

お客様の利便性向上を目的に、タブレット型営業用端末「スマートアイ」を活用したご契約のアフターサービス手続の電子化について引き続き取り組んでまいります。

また、本社業務については、AI（人工知能）およびRPA<sup>(注13)</sup>のさらなる活用等により業務を効率化し、2017年度と比較して労働時間換算で17万時間（本社における事務処理業務の2割相当）の業務量を2020年度までに削減してまいります。

(注12) Information and Communication Technology. 情報通信技術

(注13) Robotic Process Automation. 端末にインストールすることで、様々な情報を取り出して作業を実行するソフトウェアロボット

### 【資産運用の高度化】

市場環境の変化に適切に対応し、安定的に資産運用収益を確保していくため、アセットアロケーション（資産配分）機能の強化ならびに投資対象資産の拡大を通じた収益源の多様化に引き続き取り組み、資産運用の高度化を進めてまいります。

また、責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動を推進していくことに加え、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を考慮した資産運用を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、足もとの金融市場は不安定な動きとなっておりますが、リスクに十分配慮しながら、収益の確保に努めてまいります。

## 【テーマ3 未来を創る】

### 【未来志向の人材づくり】

職員一人ひとりの成長と生産力の向上を図るために、「働き方改革」への取り組みを推進してまいります。

具体的には、時間当たりの生産性に対する評価の導入を通じ、時間を意識した業務遂行を推進していくとともに、多様な働き方を可能にする制度面の充実を図ってまいります。

また、より多くの優秀な人材を採用すべく採用態勢の強化を図るとともに、実力ある若手・女性等からのライン職登用の推進や、ベテラン職員の能力発揮にさらに取り組んでまいります。

### 【ICTを活用した商品・サービス開発、デジタルマーケティングの強化等】

ICTやAIを活用して、新商品や新たなサービスの研究開発に取り組むとともに、新たなお客様との接点拡大やお客様の利便性向上を図ってまいります。

具体的には、東京大学との共同研究や他業種との提携等を進め、その成果を活用した商品・サービスの開発等に取り組んでまいります。

また、インターネットを活用したデジタルマーケティングを推進し、マーケティング戦略の

高度化等に取り組んでまいります。

#### **【海外事業への取組み】**

今後高い成長が見込まれる東南アジアを中心に、海外事業をさらに推進するため、引き続きビジネスモデルの確立に向け取り組んでまいります。

具体的には、現在ベトナムにおいて展開しているテレマーケティング等によるコンサルティング事業について、より一層推進してまいります。

#### **【事業運営態勢のクオリティ向上】**

以上の3大テーマの各戦略を着実に実行するため、事業運営態勢のクオリティ向上に努めてまいります。具体的には、「お客様本位の業務運営」の実践、「働き方改革」の推進、コンプライアンス態勢の強化、ERM（統合的リスク管理）の実効性向上、CSRの推進に取り組んでまいります。

当社は、中期経営計画「TRY NEXT～成長を実現し、未来を創る～」を着実に実行することにより、「社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける会社」を目指してまいります。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
年度末保有契約高	個人保険	181,705	166,410	153,499	142,238
	個人年金保険	26,820	25,039	23,432	21,936
	団体保険	13,286	13,235	14,778	14,536
	団体年金保険	187	178	170	162
	その他の保険	1,043	1,025	1,002	974
保険料等収入		383,776	384,953	396,726	393,639
資産運用収益		161,263	166,597	152,631	139,776
保険金等支払金		463,808	438,966	418,245	406,561
経常利益		38,986	37,543	24,636	31,056
当期純剰余		29,263	25,988	16,221	20,412
社員配当準備金繰入額		1,519	1,963	2,173	1,794
総資産		5,398,207	5,396,507	5,356,358	5,388,655

注1. 保有契約高とは、保有している契約の死亡保険金額等の保障額の総額をいいます。

2. 個人保険および個人年金保険の年度末年換算保険料の推移は、次のとおりです。

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
個人保険	3,764	3,813	3,953	3,916
個人年金保険	1,594	1,511	1,451	1,391

## (3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当期末	当 期 増 減
統 括 本 部	1	1	0
統 括 支 社	6	6	0
支 社	51	51	0
営 業 所	607	593	△14
計	665	651	△14
代 理 店	2,216	2,434	218
計	2,881	3,085	204

#### (4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当期末	当期増減	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内 務 職 員	名 4,132	名 4,098	名 △34	歳 45	年 18	千円 406
営 業 職 員	11,667	12,485	818	50		

- 注 1. 平均給与月額は、2020年3月の税込基準給与月額で示しています。  
 2. 営業職員数には、募集代理店およびその使用人の数は含んでいません。

#### (5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	20,000
株式会社三菱UFJ銀行	14,000
株式会社新生銀行	10,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000
伊藤忠トレジャリー株式会社	2,000

注. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

#### (6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (7) 設備投資の状況

##### ① 設備投資の総額

設備投資の総額	<p>当該事業年度に実施した設備投資の総額は23,725百万円で、その主なものは次のとおりです。</p> <p>土地・建物 6,875百万円</p> <p>ソフトウェア 7,013百万円</p>
---------	---

注. 設備投資の総額は、有形固定資産および無形固定資産の当期増加額の合計です。

##### ② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
(株)インフォテックノ朝日	東京都多摩市	ソフトウェアの開発	1983. 4. 1	百万円 50	% 100.0
朝日ライフアセットマネジメント(株)	東京都杉並区	投資運用 投資助言	1985. 7. 6	3,000	100.0
朝日ナティクス・インベストメント・マネージャーズ(株)	東京都杉並区	投資助言	1999. 6. 9	50	0(51.0)

注1. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )の数字は、間接出資に係る議決権を含めた割合です。

2. 2020年1月より、朝日エヌベスト投資顧問(株)から朝日ナティクス・インベストメント・マネージャーズ(株)へ社名が変更されています。

## (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

## (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤 美樹	取締役会長	株式会社A D E K A 富士電機株式会社 富士急行株式会社 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟	社外監査役 社外監査役 社外取締役 会長
木村 博紀	代表取締役社長	関東電化工業株式会社 日本ビストンリング株式会社 横浜ゴム株式会社	社外監査役 社外監査役 社外監査役
菊池 達也	代表取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当	ニチモウ株式会社	社外取締役
多々良裕志	取締役常務執行役員 本社営業本部長		
井口 泰広	取締役常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当	黒田精工株式会社 株式会社白洋舎	社外監査役 社外取締役
藤岡 通浩	取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当		
元田 亮一	取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当		
石島健一郎	取締役執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当		
大矢 和子	取締役 (社外役員)	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 株式会社エムティーアイ 株式会社イオンファンタジー 株式会社ミライト	理事長 社外監査役 社外取締役 社外監査役
塚本 隆史	取締役 (社外役員)	みずほフィナンシャルグループ イオン株式会社 古河電気工業株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ	名誉顧問 社外取締役 社外監査役 社外取締役
渡邊 健二	取締役 (社外役員)	日本通運株式会社	代表取締役会長
染川 博行	監査役 (常勤)		
広坂 浩	監査役 (常勤)		2019年7月2日 辞任
小西 英樹	監査役 (常勤)		
町田 幸雄	監査役 (社外役員)	町田幸雄法律事務所 株式会社みずほ銀行 鹿島建設株式会社	弁護士 社外取締役 社外取締役
関 忠行	監査役 (社外役員)	伊藤忠商事株式会社 株式会社パルコ 株式会社バルカー J S R株式会社	理事 社外取締役 社外取締役 社外取締役
柴田 光義	監査役 (社外役員)	古河電気工業株式会社 東武鉄道株式会社 いすゞ自動車株式会社	取締役会長 社外取締役 社外取締役



注. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりです。

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	その他
宮沢 聡	常務執行役員 新都心統括支社長	
平野 正人	常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長)	
浜野 拓将	執行役員 東京西統括支社長	
芝田 俊之	執行役員 福岡支社長 (ブロック支社長)	
鹿島田耕一	執行役員 横浜統括支社長	
大塚 康弘	執行役員 財務部 不動産部 担当	
池田 健一	執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当	
水野 健	執行役員 東京東統括支社長	
下鳥 正弘	執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当	
扇 直樹	執行役員 茨城支社長 (ブロック支社長)	
諸橋 武	執行役員 代理店事業本部長	
西田 幸生	執行役員 さいたま支社長 (ブロック支社長)	
立原 寿一	執行役員 名古屋統括支社長 (ブロック支社長)	
殿井純一郎	執行役員 大阪統括支社長 (ブロック支社長)	

## (2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	11	年額 295
監査役	6	年額 72
計	17	年額 368

注 1. 総代会で定められた報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 650 百万円

監査役 年額 120 百万円

2. 上記の報酬等の額には、2019 年 7 月 2 日に退任した監査役 1 名の報酬が含まれています。
3. 取締役の報酬等については、以下にもとづき、任意に設置した指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定することとしています。
  - (1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映します。
  - (2) 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とします。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大矢 和子（社外取締役）	本契約の締結により、社外取締役および社外監査役は、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 300 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。
塚本 隆史（社外取締役）	
渡邊 健二（社外取締役）	
町田 幸雄（社外監査役）	
関 忠行（社外監査役）	
柴田 光義（社外監査役）	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大矢 和子 (取締役)	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団の理事長であります。 株式会社エムティーアイの社外監査役であります。 株式会社イオンファンタジーの社外取締役であります。 株式会社ミライトの社外監査役であります。
塚本 隆史 (取締役)	みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほフィナンシャルグループの名誉顧問であります。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループと保険の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。 イオン株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と融資の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。 古河電気工業株式会社の社外監査役であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。 株式会社インターネットイニシアティブの社外取締役であります。
渡邊 健二 (取締役)	日本通運株式会社の代表取締役会長であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。
町田 幸雄 (監査役)	町田幸雄法律事務所の弁護士であります。 株式会社みずほ銀行の社外取締役であります。また、当社は同社と保険の取引があり、同社の債券を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。 鹿島建設株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。
関 忠行 (監査役)	伊藤忠商事株式会社の理事であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 株式会社パルコの社外取締役であります。 株式会社バルカーの社外取締役であります。 J S R株式会社の社外取締役であります。
柴田 光義 (監査役)	古河電気工業株式会社の取締役会長であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。 東武鉄道株式会社の社外取締役であります。 いすゞ自動車株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大矢 和子 (取締役)	6年9カ月 (2013年7月就任)	取締役会 15回開催 うち 15回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やコンプライアンス推進等について幅広い見地から発言を行っています。
塚本 隆史 (取締役)	3年9カ月 (2016年7月就任)	取締役会 15回開催 うち 15回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やリスク管理等について幅広い見地から発言を行っています。
渡邊 健二 (取締役)	2年9カ月 (2017年7月就任)	取締役会 15回開催 うち 13回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略等について幅広い見地から発言を行っています。
町田 幸雄 (監査役)	13年9カ月 (2006年7月就任)	取締役会 15回開催 うち 15回出席 監査役会 8回開催 うち 8回出席	弁護士としての専門的見地から、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。
関 忠行 (監査役)	2年9カ月 (2017年7月就任)	取締役会 15回開催 うち 14回出席 監査役会 8回開催 うち 8回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。
柴田 光義 (監査役)	1年9カ月 (2018年7月就任)	取締役会 15回開催 うち 15回出席 監査役会 8回開催 うち 8回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。

## (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	名 6	百万円 40	百万円 -

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 基金に関する事項

##### (1) 基金拠出額

91,000 百万円

##### (2) 当年度末基金拠出者数

14 名

##### (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社みずほ銀行	60,000	65.9
株式会社あおぞら銀行	10,000	11.0
株式会社新生銀行	10,000	11.0
日本通運株式会社	2,000	2.2
富士通株式会社	2,000	2.2
古河電気工業株式会社	2,000	2.2
株式会社トマト銀行	1,000	1.1
西京リース株式会社	1,000	1.1
株式会社 A D E K A	500	0.5
日本軽金属株式会社	500	0.5
日本ゼオン株式会社	500	0.5
富士電機株式会社	500	0.5
古河機械金属株式会社	500	0.5
横浜ゴム株式会社	500	0.5

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 木村 修 指定有限責任社員 窪寺 信	99 百万円  (うち会計監査人 監査に対する報酬 等 90 百万円)	①監査役会が会計監査人監査に対する報酬等について同意をした理由は、注 2 のとおりです。 ②会計監査人監査以外に委託した業務の内容は、以下のとおりです。 ・英文財務諸表監査業務等 ・子会社の計算書類に対する確認業務(非監査業務)

注 1. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は 155 百万円です。

2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。

### (2) 責任限定契約

氏名または名称	責任限定契約の内容の概要
E Y 新日本有限責任監査法人	本契約の締結により、会計監査人は、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

- ① 当社の監査役会では、会計監査人が保険業法第 53 条の 9 第 1 項の各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任とする方針です。  
また、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、解任または不再任の議案を総代会に提出する方針です。
- ② 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、当社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしている事実はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています（2006年5月8日取締役会決定）。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

ア.社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

イ.全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

ウ.各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

エ.市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

オ.職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等を行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

#### ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

#### ⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築することとする。

ア.実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を図るよう管理・指導する。

イ.実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。

ウ.実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。

エ.当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

#### ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

#### ⑧ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等を行わない。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。また、監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役からの求めに応じる体制とする。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」にもとづき、業務の適正を確保するために必要なコンプライアンス体制やリスク管理体制等を整備し、運用しています。

反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢については、定期的なスクリーニングの実施や警察等の外部専門機関との緊密な連携等により、引き続き強化を図っています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を自主的に作成し、監査法人による監査を受けるとともに、その内容を公表しています。

2019年度は、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、「お客様のために」を最優先とする活動に引き続き取り組みました。具体的には、高齢のお客様には、ご契約時に十分に契約内容をご理解いただくため、ご家族、とりわけお子様に同席いただく取組み等を推進しました。

内部監査を通じた内部管理態勢の検証については、働き方改革の実施状況や統合的リスク管理態勢等を重点的に監査するなど、その適切性を検証しています。また、代表取締役は、監査役との意見交換を行うなど、監査役の監査が実効的に行われる体制としています。

上記の取組みにより、当社の内部統制システムは有効に機能し、業務の適正を確保しています。

## 7. その他

- (1) 2019年7月2日、第72回定時総代会において、取締役佐藤美樹、木村博紀、菊池達也、多々良裕志、井口泰広、藤岡通浩、元田亮一、石島健一郎、大矢和子、塚本隆史、渡邊健二の各氏が再任され、それぞれ就任しました。また、監査役には、染川博行氏が再任され、新たに小西英樹氏が選任され、それぞれ就任しました。
- (2) 2019年7月2日、取締役会の決議により、代表取締役に木村博紀、菊池達也の各氏が再選され、それぞれ就任しました。また、会長には佐藤美樹氏が、社長には木村博紀氏が再選され、それぞれ就任しました。
- (3) 2019年7月2日、監査役会の決議により、常勤の監査役に染川博行氏が再選され、新たに小西英樹氏が選定され、それぞれ就任しました。
- (4) 公益財団法人朝日生命成人病研究所に対し、2019年5月10日に4,000万円を、2020年3月27日に2,500万円を、寄付しました。
- (5) 本年度末における社員総数は1,955,873名、総代数は149名です。

Ⅱ. 2019年度 ( 2020年3月31日現在 ) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 お よ び 預 貯 金	30,554	保 険 契 約 準 備 金	4,529,448
現 金	18	支 払 備 金	29,378
預 貯 金	30,535	責 任 準 備 金	4,467,997
コ ー ル ロ ー ン	82,000	社 員 配 当 準 備 金	32,073
買 入 金 銭 債 権	26,915	再 保 險 借	563
有 価 証 券	4,373,776	社 債	88,295
国 債	1,728,003	そ の 他 負 債	286,199
地 方 債	54,671	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	179,695
社 債	945,309	借 入 金	51,000
株 式	288,114	未 払 法 人 税 等	4,121
外 国 証 券	1,294,012	未 払 金	4,782
そ の 他 の 証 券	63,666	未 払 費 用	7,868
貸 付 金	377,913	前 受 収 益	171
保 険 約 款 貸 付	40,553	預 り 金	585
一 般 貸 付	337,359	預 り 保 証 金	17,647
有 形 固 定 資 産	382,722	金 融 派 生 商 品	10,367
土 地	224,609	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	7,526
建 物	152,646	リ ー ス 債 務	1,963
リ ー ス 資 産	1,963	資 産 除 去 債 務	263
建 設 仮 勘 定	614	仮 受 金	206
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,887	退 職 給 付 引 当 金	32,533
無 形 固 定 資 産	25,541	価 格 変 動 準 備 金	43,230
ソ フ ト ウ ェ ア	19,463	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,838
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6,077	支 払 承 諾	3
代 理 店 貸	11		
再 保 險 貸	446	負債の部合計	4,997,112
そ の 他 資 産	80,937	( 純 資 産 の 部 )	
未 収 金	11,022	基 金	91,000
前 払 費 用	3,619	基 金 償 却 積 立 金	166,000
未 収 収 益	20,367	再 評 価 積 立 金	281
預 託 金	4,577	剰 余 金	81,819
金 融 派 生 商 品	31,618	損 失 填 補 準 備 金	310
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	6,570	そ の 他 剰 余 金	81,509
仮 払 金	270	基 金 償 却 準 備 金	35,300
そ の 他 の 資 産	2,890	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	7,318
前 払 年 金 費 用	179	当 期 未 処 分 剰 余 金	38,890
繰 延 税 金 資 産	8,044	基 金 等 合 計	339,100
支 払 承 諾 見 返	3	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	97,625
貸 倒 引 当 金	△ 391	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 45,183
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	52,442
		純資産の部合計	391,543
資 産 の 部 合 計	5,388,655	負債および純資産の部合計	5,388,655

- 注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- ・有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。  
なお、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34百万円であります。

8. 退職給付引当金および前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期より7年
過去勤務費用の処理年数	発生年度全額処理

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
14. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。
- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
  - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
  - ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- (1) 概要  
当該会計基準等は、国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、金融商品の時価の算定方法に関するガイダンス等が定められたものであります。
  - (2) 適用予定日  
2021年度の期首より適用予定であります。
  - (3) 当該会計基準等の適用による影響  
当該会計基準等を適用することによる影響は評価中であります。

15.

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

- ・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを旨とする「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
- ・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	30,554	30,554	-
コールローン	82,000	82,000	-
買入金銭債権	26,915	29,796	2,881
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	25,997	28,878	2,881
責任準備金対応債券	-	-	-
その他有価証券	918	918	-
有価証券	4,353,742	4,693,404	339,661
売買目的有価証券	20,372	20,372	-
満期保有目的の債券	308,469	344,876	36,406
責任準備金対応債券	2,050,330	2,353,584	303,254
その他有価証券	1,974,569	1,974,569	-
貸付金	377,913	386,550	8,637
保険約款貸付	40,553	40,553	-
一般貸付	337,359	345,997	8,637
資産計	4,871,125	5,222,305	351,180
社債	88,295	81,164	△ 7,130
債券貸借取引受入担保金	179,695	179,695	-
借入金	51,000	52,776	1,776
負債計	318,990	313,636	△ 5,354
金融派生商品	21,251	21,251	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	566	566	-
ヘッジ会計が適用されているもの	20,684	20,684	-

\*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(1) 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)にもとづく有価証券として取扱うものを含む)

・市場価格のある有価証券

①その他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等(国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)、外国債券指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)および外貨建債券(ヘッジ分を除く)は3月中の市場価格等の平均)によっております。

②上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、20,034百万円であります。

(2) 貸付金および借入金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債

3月末日の市場価格等によっております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 金融派生商品

①株式オプション取引および通貨オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

②為替予約取引の時価については、3月末日のT T M等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。

③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載してあります。

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、249,504百万円、時価は、289,781百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、225,171百万円であります。



18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、735百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は2百万円、延滞債権額は589百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額3百万円、延滞債権額31百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は122百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は283,126百万円であります。
20. 特別勘定の資産の額は24,381百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
21. 子会社等に対する金銭債権の総額は322百万円、金銭債務の総額は1,712百万円あります。
22. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円あります。

23. (1) 繰延税金資産の総額は68,319百万円、繰延税金負債の総額は37,794百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、22,481百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

危険準備金	14,447百万円、
価格変動準備金	12,061百万円、
有価証券評価損	9,639百万円、
退職給付引当金	9,076百万円、
減損損失	7,743百万円、
およびその他有価証券の評価差額	6,279百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	36,552百万円であります。
--------------	-----------------

(2) 当年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△4.3%、社員配当準備金△1.9%であります。

24. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	34,104百万円
前期剰余金からの繰入額	2,173百万円
当期社員配当金支払額	4,208百万円
利息による増加等	131百万円
その他による減少額	128百万円
当期末現在高	32,073百万円

25. 子会社等の株式は6,694百万円であります。

26. 担保に供されている資産の額は、有価証券7,030百万円であります。

27. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は6百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は366百万円であります。

28. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は97,907百万円であります。

29. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は72,765百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、9,418百万円であります。

31. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

33. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、8,609百万円であります。  
 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

34. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	43,586百万円
勤務費用	1,779百万円
利息費用	435百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△235百万円
退職給付の支払額	<u>△4,275百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>41,291百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	7,407百万円
期待運用収益	63百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△877百万円
事業主からの拠出額	148百万円
退職給付の支払額	<u>△233百万円</u>
期末における年金資産	<u>6,507百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	41,291百万円
年金資産	<u>△6,507百万円</u>
	34,783百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△2,429百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,353百万円</u>
退職給付引当金	32,533百万円
前払年金費用	<u>△179百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,353百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,779百万円
利息費用	435百万円
期待運用収益	△63百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>896百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>3,049百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	38%
債券	9%
その他	<u>53%</u>
合計	<u>100%</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.9%
(うち、確定給付企業年金)	1.7%

Ⅲ. 2019年度〔 2019年4月1日から 2020年3月31日まで 〕 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	622,094
保険料等収入	393,639
再保険収入	391,600
資産運用収益	2,038
利息および配当金等収入	139,776
有価証券利息・配当	108,705
貸付金利息	85,179
不動産賃貸料	5,949
その他利息配当	16,606
有価証券売却益	970
有価証券償還益	23,852
その他運用収益	50
その他経常収益	7,167
保険金据置受入金額	88,678
退職給付引当金戻入額	10,355
責任準備金の経常収入	1,106
その他	75,380
	1,836
経常費用	591,037
保険金等支払	406,561
保年給解約の他返戻	114,654
再保の他返戻	126,889
責任準備金等繰入	71,469
支払備金繰入	88,017
社員配当金積立利息繰入	3,744
資産運用費用	1,786
支払利息	1,801
有価証券売却損	1,798
有価証券償還損	3
金融派生商品費用	42,702
為替差損	4,526
貸倒引当金繰入	2,810
貸用不動産等減価却費用	368
その他運用費用	140
特別勘定資産運用	16,588
その他業経常費用	2,057
保険金据置支払	8
税減の他の経常費用	5,327
	9,761
	1,111
	106,323
	33,647
	11,510
	8,503
	11,840
	1,793
経常利益	31,056
特別利益	115
固定資産等処分利益	90
その他特別利益	24
特別損失	4,727
固定資産等処分損失	1,372
減価償動準備繰入	966
その他特別損失	2,340
	48
税法引前当期純剰余	26,444
法人税および住民税額	6,537
法人税等調整額	△ 505
法人税等合計	6,031
当期純剰余	20,412

- 注1. 子会社等との取引による収益の総額は381百万円、費用の総額は9,483百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、  
国債等債券 21,832百万円、  
株式等 2,018百万円、  
外国証券 1百万円であります。
- (2) 有価証券売却損の内訳は、  
国債等債券 690百万円、  
株式等 2,120百万円であります。
- (3) 有価証券評価損の内訳は、  
株式等 368百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は2百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は96百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が1,456百万円含まれております。

## IV. 2019年度

2019年4月1日から  
2020年3月31日まで

## 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等								
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	剰余金			剰余金合計	基金等合計
					基金償却準備金	社員配当平衡積立金	当期末処分剰余金		
当期首残高	91,000	166,000	281	291	26,200	9,258	31,324	67,073	324,355
当期変動額									
社員配当準備金の積立							△ 2,173	△ 2,173	△ 2,173
損失填補準備金の積立				19			△ 19		
基金利息の支払							△ 4,116	△ 4,116	△ 4,116
当期純剰余							20,412	20,412	20,412
基金償却準備金の積立					9,100		△ 9,100		
社員配当平衡積立金の取崩						△ 1,939	1,939		
土地再評価差額金の取崩							622	622	622
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	19	9,100	△ 1,939	7,566	14,745	14,745
当期末残高	91,000	166,000	281	310	35,300	7,318	38,890	81,819	339,100

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	99,032	△ 44,561	54,471	378,826
当期変動額				
社員配当準備金の積立				△ 2,173
損失填補準備金の積立				
基金利息の支払				△ 4,116
当期純剰余				20,412
基金償却準備金の積立				
社員配当平衡積立金の取崩				
土地再評価差額金の取崩				622
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,406	△ 622	△ 2,029	△ 2,029
当期変動額合計	△ 1,406	△ 622	△ 2,029	12,716
当期末残高	97,625	△ 45,183	52,442	391,543

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

朝日生命保険相互会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 修 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、朝日生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社等から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

朝日生命保険相互会社 監査役会

監査役（常勤） 染川 博行<sup>㊞</sup>

監査役（常勤） 小西 英樹<sup>㊞</sup>

監査役 町田 幸雄<sup>㊞</sup>

監査役 関 忠行<sup>㊞</sup>

監査役 柴田 光義<sup>㊞</sup>

(注) 監査役 町田 幸雄、監査役 関 忠行及び監査役 柴田 光義は、  
保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

## 報告事項2 相互会社制度運営報告の件

### I. 総代の定数および総代の選出方法

#### 1. 総代の定数

定款の定めにより、総代の任期は4年で、定数は150名としています。総代は、広く社員（ご契約者）全体の中から偏りなく選出することが必要であり、一方、会議体として総代会を運営する際には、総代と役員とが質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整えることが必要です。当社の総代の定数は、こうした観点から適正な人数であると考えています。

#### 2. 総代の選出方法

社員の中から総代会で選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。

この方法は、全国の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選出するために適していると考えています。また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代候補者を選考するなど、より幅広い社員各層からの選出に努めています。

### II. 評議員会

評議員会は社員および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見・ご提言を審議するほか、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

2019年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な審議が行われました。

#### 1. 第22回評議員会

(1)開催日 2019年6月3日（月）

(2)議 題

①2018年度決算について

②定款変更について

③2018年度ご契約者懇談会開催結果について

④ご契約者懇談会の意見等を踏まえた回付事項

「ICTを活用したマーケティング戦略」について

⑤「社員から寄せられた会社経営に関する書面」について

## 2. 第23回評議員会

(1)開催日 2019年12月4日(水)

(2)議 題

①2019年度上半期報告について

②「働き方改革の取組み」について

③「社員から寄せられた会社経営に関する書面」について

## Ⅲ. ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として1975年から開催しています。

2019年度は、2019年12月から2020年1月にかけて、全国58支社で開催し、80名の総代を含む1,150名のご契約者にご出席いただき、「当社の事業活動や経営戦略」等について説明を行いました。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

# 総代会参考書類

## 議案および参考事項

### 決議事項

#### 第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金は、388億9,058万2,946円となりました。

当期末処分剰余金に社員配当平衡積立金取崩額2億2,730万7,528円を加え、その合計である391億1,789万474円のうち、149億9,396万3,492円を剰余金処分額とし、241億2,392万6,982円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

剰余金処分額149億9,396万3,492円のうち、17億9,440万9,361円を社員配当準備金に繰り入れ、その残額の差引純剰余金131億9,955万4,131円につきましては、保険業法の規定に基づき損失填補準備金として1,800万円を積み立てるほか、基金利息として40億8,155万4,131円を充当し、任意積立金として基金償却準備金を91億円積み立てさせていただきたいと存じます。

### 2019年度 ( 2019年4月1日から 2020年3月31日まで ) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
<b>当 期 未 処 分 剰 余 金</b>	<b>38,890,582,946</b>
<b>任 意 積 立 金 取 崩 額</b>	<b>227,307,528</b>
社員配当平衡積立金取崩額	227,307,528
<b>計</b>	<b>39,117,890,474</b>
<b>剰 余 金 処 分 額</b>	<b>14,993,963,492</b>
社員配当準備金	1,794,409,361
差 引 純 剰 余 金	13,199,554,131
損 失 填 補 準 備 金	18,000,000
基 金 利 息	4,081,554,131
任 意 積 立 金	9,100,000,000
基 金 償 却 準 備 金	9,100,000,000
<b>次 期 繰 越 剰 余 金</b>	<b>24,123,926,982</b>

## 第2号議案 社員配当金割当ての件

保険約款に社員配当金割当て規定のある保険契約に対して、2019年度決算にもとづく社員配当金は、その保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

### I. 個人保険および個人年金保険

#### 1. 通常配当

- (1) 個人保険および個人年金保険（ただし、5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付医療保険、利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険を除きます）

契約毎に次のア. からカ. までの合計額とします（負値となる場合は零とします）。

##### ア. 利差配当

責任準備金<sup>(注1)</sup>に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

ただし、変額保険の特別勘定部分を除きます。

##### イ. 死差配当

別表2に定める額

ただし、変額保険および年金開始後の契約を除きます。

##### ウ. 費差配当

零とします。

##### エ. 災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含みます）に対する配当

別表3に定める額

##### オ. 疾病関係特約に対する配当

別表4に定める額

##### カ. その他の特約に対する配当

別表5に定める額

(注1) 将来の保険金等の支払いに備えて、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てる準備金

(2) 5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険 および 5年ごと利差配当付医療保険

5年ごとの応当日が到来する契約および所定の年数を経過して消滅する契約については、契約日または直前の5年ごとの応当日以降、2019年度末までの各事業年度末に割振られた利差配当の合計額に所要の調整を行った額を割り当てます（負値となる場合は零とします）。

ただし、解約、減額等により消滅する契約については、この額に75%を乗じた額を割り当てます。

なお、2019年度決算にもとづく割振り額は、責任準備金（ただし5年ごと利差配当付医療保険のうち、無事故給付金および健康祝金のある契約については、当該部分を除いたもの、満了一時金付特定療養給付特約については、出産等に関する部分を考慮したものとします）に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

(3) 利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険

責任準備金に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

## 2. 特別配当

零とします。

## II. 団体定期保険 および 総合福祉団体定期保険

### 1. 団体定期保険

被保険者数に応じて、死差益に14%から97%を乗じた額とします。ただし、加入率に応じて所定の配当率調整を行います。

団体定期保険年金払特約については零とします。

### 2. 総合福祉団体定期保険

被保険者数および収支状況に応じて、死差益に14%から98.7%を乗じた額とします。

総合福祉団体定期保険年金払特約については零とします。

## III. 団体信用生命保険

被保険者数に応じて、死差益に10%から97%を乗じた額とします。

ただし、3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については「死亡・高度障害部分」と「死亡・高度障害・3大疾病部分」を区分して適用し、「死亡・高度障害部分」については死差益に10%から97%を乗じた額、「死亡・高度障害・3大疾病部分」については死差益に7%から85%を乗じた額とします。



#### IV. 団体終身保険

(約款の規定にもとづき、保険契約者が有する権利義務を個人扱被保険者に移行した契約)

次の1. および2. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

1. 責任準備金に利差配当率(1.25%-予定利率)を乗じた額とします。
2. 死差配当は零とします。

#### V. 心身障害者扶養者生命保険

次の1. および2. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

1. 経過保険料積立金<sup>(注2)</sup>に利差配当率(1.50%-予定利率)を乗じた額とします。
2. 死差益に95%(死差損の場合は100%)を乗じた額とします。

(注2) 保険年度における保険料積立金(責任準備金)の平均値

#### VI. 企業年金保険、新企業年金保険 および 拠出型企業年金保険

次の1. から5. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

1. 経過責任準備金<sup>(注3)</sup>に利差配当率(0.75%-予定利率)を乗じた額とします。
2. 死差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
3. 費差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
4. 責任準備金関係損益に係る配当は零とします。
5. 特別配当は零とします。

(注3) 保険年度における責任準備金の平均値

#### VII. 勤労者財産形成給付金保険、勤労者財産形成貯蓄積立保険 および 財形住宅貯蓄積立保険

零とします。

## VIII. 財形年金保険

### 1. 通常配当（利差配当）

- (1) 年金支払開始日以前の契約  
零とします。
- (2) 年金支払開始日後の契約  
零とします。

### 2. 特別配当

零とします。

## IX. 財形年金積立保険

零とします。

## X. 医療保障保険

### 1. 医療保障保険（個人型）

次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 死亡保険金に死差配当率（年齢に応じて対10万円、1円から78円）を乗じた額
- (2) 災害入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 50円  
疾病入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 90円から 590円

### 2. 医療保障保険（団体型）

被保険者数に応じて、死差益に25%から70%を乗じた額とします。

## X I. 団体就業不能保障保険

被保険者数に応じて、死差益に10%から30%を乗じた額とします。

別表 1

## 利 差 配 当 率

対 象 契 約	利差配当率
予定利率 1.00%未満の契約	0.90%－予定利率
予定利率 1.00%以上の契約	1.20%－予定利率

ただし、下記の対象契約については、次のとおりとします。

対 象 契 約	利差配当率
普通養老保険	1.20%－予定利率 (*)
個人年金保険	
新個人年金保険	
5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険	
年金開始後契約（個人年金保険、新個人年金保険および年金移行特約等）	
一時払退職後終身保険	
5年ごと利差配当付普通終身保険	0%
5年ごと利差配当付介護保障定期保険	
5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険	
利率変動積立型終身保険（第一保険期間）	
利率変動型積立保険	

(\*) 予定利率1.20%未満の契約については零とします。

注． 予定利率とは、保険料の計算に用いた利率であり、契約締結の時期、保険種類、保険料払込期間および保険期間によって異なります。

## 別表 2

## 死 差 配 当 額 ( 例 表 )

(危険保険金 10 万円について、単位 ; 円)

契約締結時期	性別	年 齢						
		10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964 年 3 月 31 日以前	男性	99	237	357	419	736	1,530	3,240
	女性	102	289	383	469	883	2,090	4,705
1964 年 4 月 1 日以後 1969 年 5 月 31 日以前	男性	66	159	208	263	567	1,220	2,730
	女性	69	211	234	313	714	1,780	4,195
1969 年 6 月 1 日以後 1974 年 4 月 30 日以前	男性	76	108	102	186	439	995	2,545
	女性	79	160	128	236	586	1,560	4,010
1974 年 5 月 1 日以後 1976 年 3 月 1 日以前	男性	44	76	62	110	171	290	705
	女性	47	128	88	160	318	855	2,165
1976 年 3 月 2 日以後 1981 年 4 月 1 日以前	男性	44	76	62	110	171	290	705
	女性	47	98	88	105	158	410	970
1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前	男性	27	59	22	61	106	125	360
	女性	19	24	26	52	72	140	320
1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前	男性	12	38	6	30	103	103	103
	女性	5	15	5	30	37	37	37
1990 年 4 月 2 日以後 1996 年 4 月 1 日以前	男性	6	38	5	24	86	86	127
	女性	5	11	4	17	24	39	163
1996 年 4 月 2 日以後	(轉換契約以外) 男性	2	33	3	13	23	67	90
	(轉換契約以外) 女性	1	4	0	12	24	27	15
1999 年 4 月 1 日以前	(轉換契約) 男性	1	29	0	9	15	67	90
	(轉換契約) 女性	1	3	0	8	23	16	0
1999 年 4 月 2 日以後 2007 年 4 月 1 日以前	男性	2	33	3	13	23	67	90
	女性	1	4	0	12	24	27	15
2007 年 4 月 2 日以後	男性	1	3	5	5	9	9	9
	女性	0	2	0	5	7	2	2

ただし、新こども保険、普通終身保険、普通養老保険については、次のとおりとします。

(危険保険金 10 万円について、単位 ; 円)

契約締結時期	性別	年 齢						
		10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964 年 3 月 31 日以前	男性	103	261	373	448	822	1,530	3,240
	女性	106	294	403	477	902	2,090	4,705
1964 年 4 月 1 日以後 1969 年 5 月 31 日以前	男性	70	183	224	292	653	1,220	2,730
	女性	73	216	254	321	733	1,780	4,195
1969 年 6 月 1 日以後 1974 年 4 月 30 日以前	男性	80	132	118	215	525	995	2,545
	女性	83	165	148	244	605	1,560	4,010
1974 年 5 月 1 日以後 1976 年 3 月 1 日以前	男性	48	100	78	139	257	290	705
	女性	51	133	108	168	337	855	2,165
1976 年 3 月 2 日以後 1981 年 4 月 1 日以前	男性	48	100	78	139	257	290	705
	女性	51	103	108	113	177	410	970
1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前	男性	31	83	38	90	192	192	360
	女性	23	29	46	60	91	140	320
1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前	男性	16	62	22	59	189	189	189
	女性	9	20	25	38	56	56	56
1990 年 4 月 2 日以後 1996 年 4 月 1 日以前	男性	10	62	21	53	172	172	172
	女性	9	16	24	25	43	43	163
1996 年 4 月 2 日以後	(転換契約以外) 男性	6	57	19	42	109	121	121
	女性	5	9	11	20	43	49	49
1999 年 4 月 1 日以前	(転換契約) 男性	5	53	15	38	101	112	112
	女性	5	8	9	16	42	45	45
1999 年 4 月 2 日以後 2007 年 4 月 1 日以前	男性	6	57	19	42	109	121	121
	女性	5	9	11	20	43	49	49
2007 年 4 月 2 日以後 2018 年 4 月 1 日以前	男性	5	27	21	34	95	107	107
	女性	4	7	14	13	26	31	31
2018 年 4 月 2 日以後	男性	1	2	3	4	15	17	17
	女性	1	1	2	3	7	8	8

注1. 危険保険金とは、保険金から責任準備金を控除した額です。

2. 年齢とは、前年度の契約応当日（普通定期保険集団扱特約付普通定期保険、一時払退職後終身保険、1995年4月2日以後の長期生活保障特約・個人年金保険・個人年金保険増額特約・新個人年金保険・新個人年金保険増額特約の年金開始後契約、年金保険、年金移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、介護保障移行特約 および 個人年金保険介護年金特約については当年度の契約応当日、団体終身保険（約款の規定に基づき、個人扱被保険者へと移行した契約）については当年度の個人扱移行応当日）における被保険者の年齢です。

3. 契約締結時期について、次のとおり読み替えます。

(1) 有期払込高保障終身保険については、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」とあるのを「1975年10月27日以後1981年4月1日以前」と読み替えます。

(2) 個人年金保険および個人年金保険増額特約については、「1981年4月2日以後1985年4月1日以前」とあるのを「1986年7月4日以前」と、「1985年4月2日以後1990年4月1日以前」とあるのを「1986年7月5日以後1990年4月1日以前」とそれぞれ読み替えます。

4. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険 および 特定疾病保障終身保険増額特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。

(1) 1996年4月1日以前の契約および1996年4月2日以後の配当回数2回目以後の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき79円、70歳のとき191円

(2) 1996年4月2日以後の配当回数1回目の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき42円、60歳のとき78円、70歳のとき190円

5. 介護・特定疾病定期保険、介護・特定疾病定期保険特約 および 介護・特定疾病終身保険特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。

(1) 配当回数1回目の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき82円、70歳のとき205円

(2) 配当回数2回目以後の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき15円、50歳のとき44円、60歳のとき82円、70歳のとき206円

6. 新個人年金保険、新個人年金保険増額特約、および一時払退職後終身保険においては、上表にかかわらず、死差配当額を零とします。
7. 団体終身保険（約款の規定に基づき、個人扱被保険者へと移行した契約）においては上表にかかわらず、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」の男性の死差配当額とします。

## 別表 3 (1)

## 災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む）に対する配当額（1）

(災害保険金 10 万円について)

特 約 種 類	配 当 額		
	男性	女性	
災害特約	120 円	135 円	
災害保障特約、定期保険災害保障特約（総合） および 災害保障特約（総合）	128 円	165 円	
交通災害保障特約	88 円	125 円	
家族災害保障特約	118 円		
災害割増特約（1976 年 3 月 1 日以前）、 定期保険災害割増特約 および 災害倍額定期保険特約	53 円	67 円	
災害割増特約（1976 年 3 月 2 日以後 1977 年 12 月 26 日以前）、 災害割増特約(52) および 災害割増特約(56)	24 円	38 円	
災害割増特約(58)	8 円	12 円	
災害割増特約(02)、災害割増特約(05)、災害割増特約(06) および 災害割増特約（1999 年 4 月 2 日以後）	3 円		
傷害特約(1977 年 12 月 26 日以前)、傷害特約(52)、傷害特約(56)、 こども傷害特約(53) および こども傷害特約(56)	27 円	46 円	
家族傷害特約	20 円		
家族傷害特約(52) および 家族傷害特約(56)	28 円	22 円	
傷害特約(58) および こども傷害特約(58)	9 円	15 円	
家族傷害特約(58)	19 円	10 円	
傷害特約(60)	本人型	9 円	15 円
	本人・妻子型	32 円	
	本人・妻型	18 円	
	本人・子型	23 円	29 円
傷害特約(02)、傷害特約(05) 傷害特約(06) および 傷害特約（1999 年 4 月 2 日以後）	本人型	5 円	
	本人・妻子型	14 円	
	本人・妻型	8 円	
	本人・子型	11 円	
こども傷害特約(02)、こども傷害特約(05)、こども傷害特約(06) および こども傷害特約（1999 年 4 月 2 日以後）	5 円		
家族収入保険（A）（*1）	128 円	165 円	
高保障家族収入保険（*2）	128 円	165 円	
貯蓄保険の災害部分	3 円		

(\*1) は保険金 10 万円についての額とし、(\*2) は満期保険金 10 万円についての額とします。

注. 家族収入保険（A）にあつては年金原資 10 万円について、高保障家族収入保険にあつては定期保険部分の保険金 10 万円について、それぞれ男性 30 円、女性 45 円を上表の額に加えた額とします。



別表3 (2)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む）に対する配当額（2）

（入院給付金日額 1,000 円について）

特 約 種 類		配 当 額	
		男性	女性
災害入院特約（1977年12月26日以前）（*）		36円	66円
家族災害入院特約（*）		36円	
災害入院特約(52)、災害入院特約(56)、 こども災害入院特約(53) および こども災害入院特約(56)		180円	330円
家族災害入院特約(52) および 家族災害入院特約(56)		250円	200円
災害入院特約(60)	本人型	180円	330円
	本人・妻子型	540円	
	本人・妻型	230円	
	本人・子型	490円	640円
災害入院特約(62)、災害入院特約(05)、 災害入院特約(06) および 災害入院特約（1999年4月2日以後）	本人型	50円	
	本人・妻子型	140円	
	本人・妻型	80円	
	本人・子型	110円	
こども災害入院特約(62)、こども災害入院特約(05) こども災害入院特約(06) および こども災害入院特約（1999年4月2日以後）		50円	

（\*）入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表4 (1)

疾病関係特約に対する配当額 (1)

(入院給付金日額 1,000 円について)

特 約 種 類		配 当 額	
		男性	女性
手術給付金付疾病入院特約 (1976 年 3 月 1 日以前) (*)		15 円	
手術給付金付疾病入院特約 (1976 年 3 月 2 日以後 1977 年 12 月 26 日以前) (*)		20 円	
手術給付金付疾病入院特約(52) および 手術給付金付こども疾病入院特約(53)		100 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(54)		140 円	80 円
手術給付金付疾病入院特約(56) および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(59)	14 歳以下	200 円	
	15 歳以上 49 歳以下	300 円	
	50 歳以上	100 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(56)		230 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(56)	49 歳以下	360 円	180 円
	50 歳以上	240 円	
手術給付金付疾病入院特約(60)	本人型	14 歳以下	200 円
		15 歳以上 49 歳以下	300 円
		50 歳以上	100 円
	本人・妻子型	49 歳以下	750 円
		50 歳以上	430 円
	本人・妻型	49 歳以下	480 円
		50 歳以上	160 円
	本人・子型	49 歳以下	570 円
50 歳以上		370 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(62)、手術給付金付こども疾病入院特約(05)、手術給付金付こども疾病入院特約(06) および 手術給付金付こども疾病入院特約 (1999 年 4 月 2 日以後)		120 円	
成人病入院特約 (1977 年 12 月 26 日以前) (*)		4 円	
成人病入院特約(52)、成人病入院特約(56)		20 円	

(\*) 入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表4 (2)

疾病関係特約に対する配当額 (2) (例表)

1. 手術給付金付疾病入院特約(62)、手術給付金付疾病入院特約(05)、  
 手術給付金付疾病入院特約(06)、手術給付金付疾病入院特約(1999年4月2日以後)、  
 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(62)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(05)、  
 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(06)  
 および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(1999年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	140 円	180 円	190 円	290 円	430 円	790 円
本人・妻子型	340 円	410 円	430 円	580 円	810 円	1,390 円
本人・妻型	220 円	290 円	310 円	460 円	690 円	1,270 円
本人・子型	260 円	300 円	310 円	410 円	550 円	910 円

2. 成人病入院特約(62)、成人病入院特約(05)、成人病入院特約(06)  
 および 成人病入院特約(1999年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	10 円	10 円	40 円	110 円	210 円	430 円

3. 女性入院特約(06)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	40 円	80 円	100 円	100 円	150 円	260 円

別表5

その他の特約に対する配当額（例表）

1. こども通院特約(08) および こども通院特約 の配当額

入院給付金日額 1,000 円について 配当額 80 円

2. 通院特約(05)、通院特約(06) および 通院特約 の配当額（例表）

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	60 円	60 円	80 円	140 円	230 円	460 円
本人・妻子型	170 円	170 円	200 円	300 円	440 円	810 円
本人・妻型	90 円	90 円	120 円	220 円	360 円	730 円
本人・子型	140 円	140 円	160 円	220 円	310 円	540 円

3. 長期入院特約(07) および 長期入院特約 の配当額（例表）

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	20 円	50 円	60 円	90 円	150 円	330 円
本人・妻子型	40 円	80 円	100 円	140 円	240 円	530 円
本人・妻型	30 円	70 円	90 円	130 円	230 円	520 円
本人・子型	30 円	60 円	70 円	100 円	160 円	340 円

### 第3号議案 総代推薦細則一部変更の件

#### 1. 変更の趣旨

当社は、定款において総代の任期を4年とし、総代候補者選考委員会における総代候補者の推薦、総代を定期的に改選することにより、公正な相互会社運営を図っております。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大や、その他大規模災害発生時には、選考委員が出席できず、所定の時期に総代候補者選考委員会を開催できなくなるにより、総代選考プロセスに支障を来すおそれがあります。

そのため、以下の変更を行うものであります。

- (1) 選考委員会の定足数を、「3分の2以上」から「2分の1以上」に変更するものであります。
- (2) 事務局長が決議の目的である事項について提案をした場合において、選考委員会を開催することができない事情があり、かつ選考委員の全員が書面等により同意したときは、選考委員会の決議があったものとみなす規定を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

現行総代推薦細則の一部を次のとおり変更するものであります。

### 総代推薦細則変更案

(下線は変更部分)

現行細則	変更案
第5条 選考委員会は、選考委員の3分の2以上が出席して成立する。	第5条 選考委員会は、選考委員の <u>2分の1</u> 以上が出席して成立する。
第6条 選考委員会の決議は、出席した選考委員の過半数でこれを決する。	第6条 選考委員会の決議は、出席した選考委員の過半数でこれを決する。  <u>2. 事務局長が決議の目的である事項について提案をした場合において、選考委員会を開催することができない事情があり、かつ選考委員の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、議案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。</u>

#### 第4号議案 評議員 11名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、評議員全員の任期が満了しますので、これに伴い、評議員 11名の選任をお願いするものであります。

評議員候補者は次のとおりであります。

### 評 議 員 候 補 者

(敬称略・五十音順)

氏 名	主 たる 職 業	備 考
岡 本 一 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社 社長	重 任
亀 井 淳	株式会社パートナーズ企画 代表取締役	重 任
小 室 淑 恵	株式会社ワーク・ライフバランス 社長	重 任
塩 島 義 浩	株式会社資生堂 執行役員	新 任
城 詰 秀 尊	株式会社ADEKA 社長	新 任
杉 谷 陽 子	上智大学 経済学部 教授	重 任
仁 科 秀 隆	弁護士	新 任
西 野 和 美	一橋大学大学院 経営管理研究科 准教授	重 任
水 野 正 人	ミズノ株式会社 相談役会長	重 任
山 下 雅 史	株式会社ローソン銀行 社長	新 任
山 本 正 巳	富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー	新 任

(主たる職業は2020年5月26日現在)

## 第5号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了しますので、これに伴い、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

### 取締役候補者

#### 【再任】

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
佐藤美樹 (1949年12月5日生)	取締役 会長	1972年4月 当社入社 2003年4月 執行役員 2004年4月 常務執行役員 2004年7月 取締役常務執行役員 2008年7月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役会長 2019年4月 取締役会長（現任）  <重要な兼職の状況> 株式会社A D E K A 社外監査役 富士急行株式会社 社外取締役 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 会長
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤美樹氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において営業企画、経理、経営企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2004年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、代表取締役として経営を指揮した経験を有する等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。		

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
木 村 博 紀 (1962年1月19日生)	代 表 取 締 役 社 長	1984年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2013年7月 取締役執行役員 2015年4月 取締役常務執行役員 2017年4月 代表取締役社長（現任）  <重要な兼職の状況> 日本ピストンリング株式会社 社外監査役 横浜ゴム株式会社 社外監査役

**【取締役候補者とした理由】**

木村博紀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において資産運用企画、経理、経営企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2013年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2017年には代表取締役に就任し経営の指揮をとる等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
菊 池 達 也 (1959年7月15日生)	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 営 業 総 局 長 兼 特 命 首 都 圏 強 化 担 当  営 業 管 理 部 営 業 職 員 体 制 強 化 部 担 当	1984年4月 当社入社 2011年4月 執行役員 2014年7月 取締役執行役員 2016年4月 取締役常務執行役員 2018年4月 取締役専務執行役員 2019年4月 代表取締役専務執行役員（現任）  <重要な兼職の状況> ニチモウ株式会社 社外取締役

**【取締役候補者とした理由】**

菊池達也氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や、営業企画、経営企画、人事等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2014年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2019年には代表取締役に就任し経営の指揮をとる等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。現在は、営業総局長として、営業面における目標達成に向けた取組みを推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。



氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
多々良 裕 志 (1960年8月5日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 本 社 営 業 本 部 長	1983年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2015年4月 常務執行役員 2016年7月 取締役常務執行役員(現任)

**【取締役候補者とした理由】**

多々良裕志氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や営業推進、営業職員体制強化等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2016年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、本社営業本部長として、ホールセール業績拡大に向けた取組みを推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
井 口 泰 広 (1962年3月15日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員  総 務 部 人 事 部 人 事 総 務 部 担 当	1984年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2016年7月 取締役執行役員 2017年4月 取締役常務執行役員(現任)  <重要な兼職の状況> 黒田精工株式会社 社外監査役 株式会社白洋舎 社外取締役

**【取締役候補者とした理由】**

井口泰広氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において人事、リスク管理、経営企画、代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2016年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、総務人事部門の担当執行役員として、働き方改革や女性の活躍に向けた取組みを推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
藤 岡 通 浩 (1962年3月14日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員  資 産 運 用 企 画 部 証 券 投 資 部 投 資 調 査 部 担 当	1985年4月 当社入社 2015年4月 執行役員 2017年7月 取締役執行役員 2018年4月 取締役常務執行役員（現任）

**【取締役候補者とした理由】**

藤岡通浩氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において営業所長や資産運用、リスク管理等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2017年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、資産運用部門の担当執行役員として、資産運用収益の拡大に向けた取組みを推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
石 島 健 一 郎 (1963年10月8日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員  経 営 企 画 部 調 査 広 報 部 担 当	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2018年7月 取締役執行役員 2020年4月 取締役常務執行役員（現任）

**【取締役候補者とした理由】**

石島健一郎氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画や代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2018年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、経営企画部門の担当執行役員として、収益目標や中期経営計画の達成に向けた取組みを推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。



氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
塚 本 隆 史 (1950年8月2日生)	取 締 役	<p>1974年4月 株式会社第一勧業銀行入行  2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行  執行役員  2003年3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ  常務執行役員  2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行  常務執行役員  2006年3月 同行常務取締役  2007年4月 同行取締役副頭取  2008年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ  副社長執行役員  2008年6月 同社取締役副社長  2009年4月 同社取締役社長  2011年6月 株式会社みずほ銀行  取締役頭取  株式会社みずほフィナンシャルグループ  取締役会長  2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行  取締役  2013年7月 株式会社みずほ銀行  取締役会長  2014年4月 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問  2016年7月 当社取締役（現任）  2017年4月 みずほフィナンシャルグループ  名誉顧問（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;  みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問  イオン株式会社 社外取締役  古河電気工業株式会社 社外監査役  株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役</p>

**【取締役候補者とした理由】**

塚本隆史氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ等の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。

また、2016年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
渡 邊 健 二 (1950年2月3日生)	取 締 役	1972年4月 日本通運株式会社入社 2005年5月 同社執行役員 第9ブロック地域総括 兼大阪支店長 2005年6月 同社取締役執行役員 第9ブロック地域総括 兼大阪支店長 2007年5月 同社取締役専務執行役員 首都圏ブロック地域総括 兼東京支店長 2009年5月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 2011年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2017年5月 同社代表取締役会長（現任） 2017年7月 当社取締役（現任）  <重要な兼職の状況> 日本通運株式会社 代表取締役会長
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>渡邊健二氏は、社外取締役候補者です。</p> <p>同氏は、日本通運株式会社の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。</p> <p>また、2017年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。</p>		

【新任】

氏 名 ( 生 年 月 日 )	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
池 田 健 一 (1962年12月23日生)	執 行 役 員  リ ス ク 管 理 統 括 部 コ ン プ ラ イ ア ン ス 統 括 部 担 当	1986年4月 当社入社 2004年4月 経営企画統括部門 事業戦略ユニット ゼネラルマネージャー 2005年4月 経営企画統括部門 調査ユニット ゼネラルマネージャー 2008年4月 営業企画統括部門 ニューチャネル開発ユニット ゼネラルマネージャー 2011年4月 事務・システム統括部門 保険金ユニット ゼネラルマネージャー 2014年4月 営業企画部門 商品開発ユニット ゼネラルマネージャー 2016年4月 営業企画部長 2017年4月 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 2019年4月 執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当 2020年4月 執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

池田健一氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画、新規チャネル開発業務、保険金支払査定業務、商品開発、営業企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。現在は、リスク管理部門の担当執行役員として、リスク管理の強化を推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、新たに取締役候補者としております。

注

1. 「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2020年5月26日現在であります。  
なお、「重要な兼職」についての就任の予定は、以下のとおりであります。  
佐藤美樹氏：日本軽金属ホールディングス株式会社 社外監査役（2020年6月24日就任予定）  
木村博紀氏：日本ゼオン株式会社 社外監査役（2020年6月26日就任予定）  
池田健一氏：関東電化工業株式会社 社外監査役（2020年6月26日就任予定）
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
  - (1) 大矢和子氏
    - ① 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって7年であります。
  - (2) 塚本隆史氏
    - ① 同氏は、過去2年以内に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほフィナンシャルグループより、名誉顧問としての報酬を受けており、現在も受けています。
    - ② 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって4年であります。
  - (3) 渡邊健二氏
    - ① 当社は、同氏が代表取締役会長を務める日本通運株式会社に対して資金の貸付けを行っております。また、当社は同社から基金の拠出を受けております。
    - ② 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって3年であります。
  - (4) 大矢和子氏、塚本隆史氏、渡邊健二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、責任限度額を300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
  - (1) 直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
  - (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
  - (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと